契約法から職能団体へ
――近代社会の統合メカニズムに関するデュルケムの発想の深化――

横須賀市立看護専門学校　流王貴義

1　目的

本報告の目的は，『社会分業論』においてデュルケムが提示した機械的連帯と有機的連帯という社会統合に関する対概念が，その後の著作で使用されなくなった経緯を明らかにすることである．この対概念が『社会分業論』以降のテキストに登場しなくなった事実については既にニスベットが指摘している．その上でニスベットはその経緯につき，デュルケムが有機的連帯という社会統合の可能性を放棄したためであるとの説明を与えている（Nisbet [1966]: 86）．しかし本報告では，ニスベットとは異なる視角から，デュルケムがこの対概念を使用しなくなった経緯についての説明を試みる．

2　方法

上記の目的を達成するため，本報告では『社会分業論』の刊行以降にデュルケムが執筆したテキストを検討する．具体的には，「社会主義の定義に関する覚書」と『社会主義講義』の分析を行う（Durkheim [1893], [1895-6]）.

3　結果

機械的連帯と有機的連帯という表現が『社会分業論』以降のテキストに見られなくなったのは，分化し規模の大きい社会の統合メカニズムに関するデュルケムの発想が深化したためである．『社会分業論』においては契約法が有機的連帯を可能とする規整メカニズムとして期待されていた（流王 2012）．しかしデュルケムはその後，法的規整の画一性を問題視し，職能組合を介した個別的な規整を行う重要性を主張するに至ったのである．

4　結論

デュルケムが活躍した 19 世紀末のヨーロッパとは，自由で平等な個々人が政治秩序を構築するという古典的な市民社会像に対する疑念が意識された時代であった．『社会分業論』においてデュルケムが指摘していた労働契約における交渉力の非対称性の自覚もその疑念の 1 つの表れだが，その後のデュルケムは契約法による規整ではなく，勃興する社会集団の組織化という手法でその問題の解決を試みたのである．

文献

Durkheim, Emile, [1893], “Note sur la définition du socialisme,” *Revue philosophique de la France et de l’étranger*, 35: 506-12.　Reprinted in 1970, *La science sociale et l’action*, Paris: Presses universitares de France, 226-36.

――――, [1895-6], *Le socialisme: sa définition, ses débuts, la doctrine saint-simonienne*, Paris: Presses univerisitaires de France.

Nisbet, Robert A., [1966] 2005, *The Sociological Tradition*, New Branswick: Transaction Publishers.

流王貴義，2012，「「契約における非契約的要素」再考――有機的連帯における契約法の積極的役割」『社会学評論』63(3)，pp. 408-23.